



第2号 令和6年9月1日発行

編集 / 農業委員会広報委員会

〒745-8655 周南市岐山通1-1

電話 0834-22-8574

FAX 0834-22-8575

メール nogyo@city.shunan.lg.jp

発行 / 周南市農業委員会

自分の次に
誰がこの畑を
守るのだろうか？

「親から継いだ田んぼや畑があるけれど、自分は維持をするだけで精一杯…」

「自分が子供のころは豊かな農村風景が広がっていたけど
今後は荒れる一方なのかな…」

様々な農業・農地の
悩みについて「地域
計画」の取り組みで
話しませんか？



「地域計画」って何だろう？

高齢化や人口減少により農業者が減少しているなかで農地を維持するためには、**耕されている農地を、耕せるうちに、耕せる人に繋いでいく取組が必要です。**そのために農業者や地域の皆さんの話し合いで作る、将来の農地利用の姿を明確化した**地域農業の設計図**が、地域計画です。

地域計画には、次の内容が含まれ、皆さんの話し合いを踏まえ、市が策定します。

- ・ 将来、地域の農地を誰が利用するか
- ・ 地域農業をどのように維持・発展していくか

詳しくはこちら ▼

周南市地域計画



あなたと地域計画の関わり

意向把握のアンケートが届いたけどこれは何ですか？

農地を耕作している皆さんにアンケートを行っています。農業の経営意向と、10年後の耕作者について回答をお願いします。

将来、地域の農地をどう活用するかアイデアがあるから言いたいな。

市では、地域計画策定のために、地域ごとに説明会や話し合い（座談会）を開催しています。話し合いはどなたでも参加できます。日程は市ホームページで公表しています。一緒に話し合ってみませんか。

地域計画は皆さんが大切に守ってきた農地や農村風景を次の世代に繋いでいくために
農業者や地域の皆さんで考えていくものです。

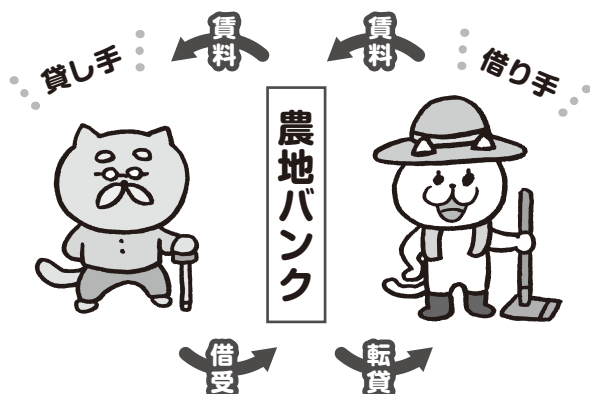
農業委員会では、意向把握のアンケート実施や話し合いの場へ参加するなど、
地域計画の策定に市と一体的に取り組んでいます。

みなさまのご協力をお願いします。

親から継いだ田んぼがあるけど農業をやったことがなくて… 誰か代わりに作ってくれないかな…？

自分以外の人に農業をしてもらう方法はいくつかありますが、その中で、**農地中間管理事業**による貸し借り（権利設定）について説明します。

権利設定のイメージ



1. 農地中間管理事業

農地を貸したい人から農地中間管理機構（農地バンク）が借り受け、農地を借りたい人に一定期間貸し付ける事業です。

2. 相談先

地域の農業委員・農地利用最適化推進委員にご相談ください。地域の委員が誰か分からない場合は農業委員会事務局までお問い合わせください。農地中間管理事業の手続きについては周南市農業振興課にご相談ください。

農業委員会事務局 ☎ 0834-22-8574
農業振興課 ☎ 0834-22-8356

親から田んぼを継いでもう何年も経つけれど、 法務局で手続きする必要があると聞いたのですが？

2024年4月1日より、**相続登記が義務化**されました。

これは、亡くなった方が所有していた不動産について、相続人は不動産を相続で取得したことを知った日から3年以内[※]に名義変更を行う必要があるというものです。

※2024年4月1日より前に相続した不動産は、2027年3月31日まで

1. 相続登記義務化の背景

相続登記がされないため所有者不明土地が増加し、周辺の環境悪化や公共工事の阻害などが社会問題となっているため、義務化されました。

2. 義務化に伴う注意点

- 手続は法務局で行います。登記に関することは法務局にお問い合わせください。
- 正当な理由なく相続登記をしない場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
- 手続は複雑な場合もありますので、必要に応じて専門家（司法書士・土地家屋調査士など）にご相談ください。

法務局 周南支局 ☎ 0834-28-0244

貸借権等の権利の設定をする場合、相続登記が済んでいると手続きがスムーズです。

田を耕作したり、税金を管理していたとしても、相続登記が済んでいない場合は相続登記の必要があります。





農業委員会に寄せられる 質問にお答えします！



Q.1 休耕田を整地して、駐車場として使いたい。

A.1 農地を農業以外に使うときは、農業委員会の許可等が必要です。許可や届出なく転用した場合は、無断転用(違反転用)となりますので、事前に農業委員会にお問い合わせください。

Q.2 山に近い農地で周囲も山なので植林して管理したい。

A.2 農地に植林をする場合は農業委員会の許可等が必要です。許可や届出なく転用した場合は、無断転用(違反転用)となりますので、事前に農業委員会にお問い合わせください。

Q.3 農地は農家でないと買えないと聞いた。

A.3 農地法が改正されたので、農地を持っていなくても農業委員会の許可を得て購入することは可能です。許可には要件があるので、農業委員会にお問い合わせください。



Q.4 農業委員会から「利用意向調査」という紙が郵送されてきたがよくわからない。

A.4 農業委員会では毎年全ての農地の利用状況を調査しています。その時に農業に使われているように見えない農地の所有者の方に、今後どのように利用するかをお聞きする調査書をお送りしています。

Q.5 農業に興味があります。今は農地を持っていないけどやってみたい。

A.5 農業委員会までご相談ください。

農業委員会から

お知らせ

- 農業委員会総会は毎月10日に市役所本庁で行っています。
- 現在、皆様の農地の様子を見て回る利用状況調査を実施中です。
- 農地利用最適化推進委員(第24区・呼坂)を募集中。(9月13日必着)

詳しくはこちら ▶

周南市農業委員会



編集 後記

第2号は、今策定に取り組んでいる地域計画、農地バンクの活用による農地の貸し借り、相続登記、よくある質問を載せました。今回の感想・今後のご要望などをお寄せください。

広報委員会